

小型家電

リリクル通信

ごみについて考えよう！
和歌山市のごみ情報誌

号外 保存版 平成25年9月

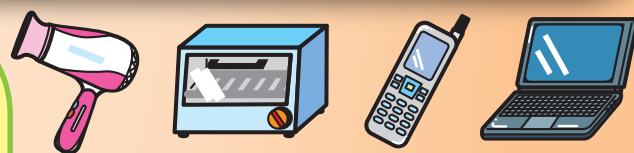
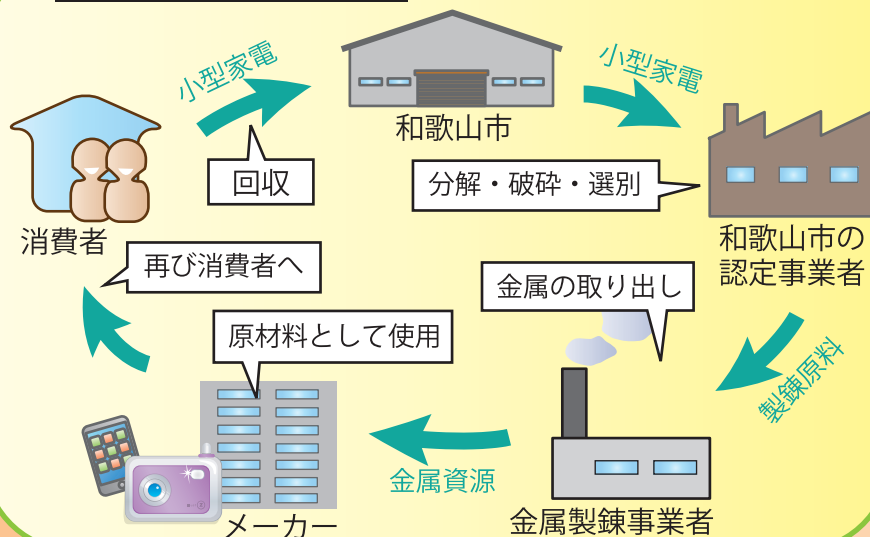
の分別収集が始まります！



リリクルです。和歌山市では10月から新たに小型家電の分別収集が始まります。家庭で使用されていた家電製品が使えなくなったとき、これまでは、小さいものであれば一般ごみとして、30cm以上のものであれば粗大ごみとして排出をお願いしていました。

でも、それってもったいないんじゃないの？リサイクルできないのかな…？

小型家電リサイクルの流れ



そうなんです。小型家電等には、鉄、アルミ、銅、貴金属やレアメタルなどの有用な金属が含まれていますが、これらを分別収集することで、再び資源として生まれ変わることができます。

また、分別することで一般ごみの減量や最終処分場の延命化にも繋がりますよね(*_*)

和歌山市では

つれもて分別ごみ減量～美しい海・山・川の城下町わかやま～

をスローガンにした、ごみ処理基本計画を策定し、ごみの減量を推進しています。

その中で、平成32年度までに

1人1日当たりのごみ排出量（資源を除く）を約30%削減

という数値目標を定めています。

今はみんな、1日1kg以上のごみを出しているよ！



この目標を達成するために、今年の5月30日ごみゼロの日にあわせ「**ごみ減量アクションプラン**」を策定し、**市民の皆さんと行政が力を合わせて**取り組めるような減量計画を進めていきます。

今回の新しい分別もこのアクションのひとつとして、ともに協力しながら取り組んでいきましょう！

では、**小型家電等**って？どんなものをいうのかな？

2, 3ページでは、小型家電等の例をできる限り挙げていますが、近年の家電製品は多種多様にわたっており、ここには書ききれないものもたくさんあります。

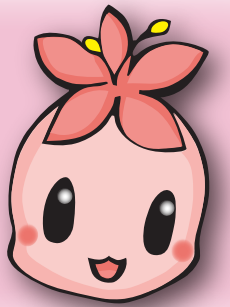
迷った時は、お電話でお問い合わせくださいね。





小型家電をリサイクルしよう！

リクルと一緒に♡



- ▶ 小型家電をリサイクルしたいけど、こういったものを
- ▶ 出せばいいのかな？どこにどうやって出せばいいのかな？
- ▶ ここからは、ご家庭でいらなくなった小型家電をどのように
- ▶ 出せばいいか、詳しく説明します。
- ▶ このページをよく読んで、新しく始まる小型家電の分別に
- ▶ みんなで取り組もうね！＼(^o^)/



ちょっと待って！
その「小型家電」まだ使えますか？

今回の小型家電リサイクルは、「使用済」のものが対象です。
自分には必要なくなったけれど、まだ使えるものなら、必要とする人に譲ったり、フリーマーケットやリユースショップなどで **Reuse「リユース」** しようね！

○対象品目について○

ご家庭で使用されている電化製品全般

《コンセント》または《電池》で動くもの
付属品（ACアダプター、リモコン、コード類）も対象です。



※電球は取り除いてください

※こたつは本体のみ

パソコン、携帯電話、電話機、FAX、ビデオカメラ、デジカメ、リモコン、ゲーム機、電子辞書、扇風機、電子レンジ、掃除機など。ここに書いていないものでも、まだまだたくさん家電製品があります。迷ったときはお問い合わせください。

△出すときの注意点△

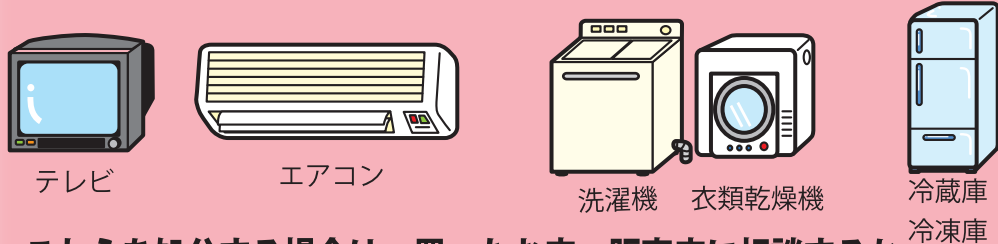
1人で持ち運びできる大きさのものに限りま

収集は年2回で収集場所が変更します。（詳しくは次ページで）

- ☆一度回収した品物は**返却できません**ので、十分にご注意願います。
- ☆携帯電話・パソコン等に含まれる**個人情報**は必ず**消去**してください。
- ☆石油ファンヒータなどに入っている「灯油」は 抜いてください。
- ☆蛍光灯や電球は取り除き、新聞紙等に包んで「一般ごみ」へ
- ☆電池は抜いて出してください。
- ☆使い切りの電池は、「一般ごみ」へ
- ☆小型二次電池（密閉型ニッケル・カドミウム蓄電池・ボタン電池 水素蓄電池・リチウム二次電池・小型シール鉛蓄電池など）は、販売店などに設置された「**電池リサイクルボックス**」へ

×対象外のもの×

家電4品目は、家電リサイクル法により対象外です。



これらを処分する場合は、買ったお店、販売店に相談するか、指定引き取り場所に直接持ち込んでください。
（リサイクル料金が別途必要です。）

対象外
(例)

☆除湿機は小型家電対象外です。

☆1人で持ち運びできないものも市に相談の上
粗大ごみとして排出してください。

オイルヒーター・温水器・給湯器・テーブル型ゲーム機・
ソーラーシステム屋根・電動車椅子・発電機・バッテリー・
マージャン台など

これらは、市で収集、処理できません。
購入した販売店や商品の取扱店等に相談するか、
専門の処理業者に依頼してください。

違法な不用品回収業者を利用しないでください！



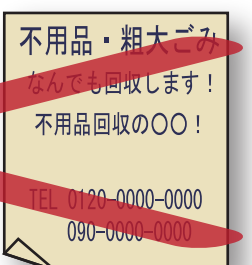
- ・法律により 消費者は適切なリサイクルに協力する責務があります。
- ・高額な料金を請求されるトラブルが多数起きています。
- ・正しく処分されず国内外で環境汚染や健康被害につながっています。



トラック型回収



空き地型回収



チラシ配付型回収

詳しい回収方法については次のページへ

GO GO

小型家電の回収方法について

市の収集センターから直接、 地域へ回収にお伺いします！

・年2回の回収を予定しています。

【前期（4～9月）、後期（10月～翌3月）】

※今年度は後期からの回収となるため、1回です。

・回収場所は各地区内の公共施設や自宅前、空き地など、スペースが取れる場所に収集車両が待機します。

・自治会単位で、回収をします。

・各自治会と直接相談の上、決定していく予定です。

※詳しい場所や日時は、地域の回覧板
などでご確認ください！

今年度の地区別収集スケジュール(予定)

平成25年

●10月：広瀬、今福、高松、芦原、貴志、有功、雑賀崎、田野

●11月：本町、城北、三田、木本、紀伊、名草

●12月：大新、新南、宮、湊、西和佐、岡崎、西山東、東山東、加太

平成26年

●1月：中之島、野崎、和佐、川永、雑賀、小倉、山口

●2月：砂山、四箇郷、松江、楠見、安原

●3月：雄湊、吹上、宮北、宮前、西脇、直川、和歌浦

※あくまでも「予定」です。詳細は回覧板などでご確認ください。

事前に電話して頂ければ、 ご自分で直接下記の場所まで持ち込むこともできます。

収集センター北事務所

和歌山市出島79-1

TEL: 073-471-1503

※平成26年2月3日から

月～金（祝日を含む）

予定

9:00～15:00

※持ち込み開始可能日が違いますのでご注意ください。

収集センター西事務所

和歌山市土入325

TEL: 073-453-0253

※平成25年10月1日から

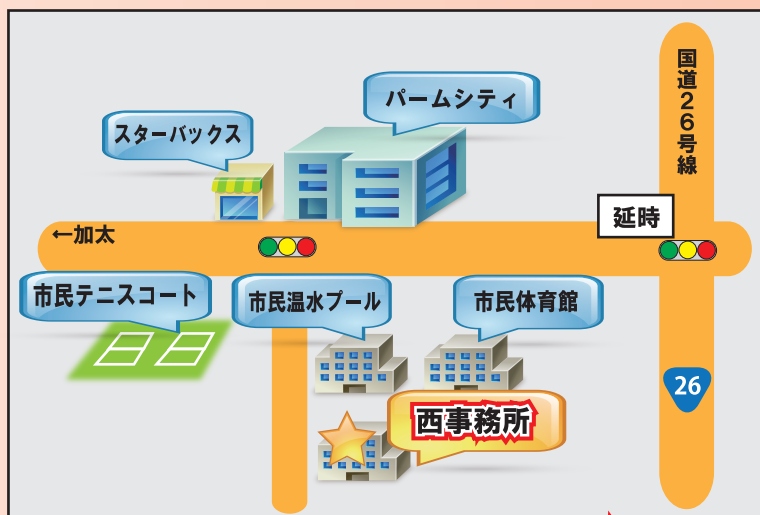
月～金（祝日を含む）

9:00～15:00

時間厳守で
お願いします



ご協力のほど
お願いします



指定時間以外に収集センターに持ち込まないでください。
必ず職員に手渡ししてください。

注意

★このお知らせは和歌山市一般廃棄物課が発行しています★

和歌山市の「ごみ」に関する情報は、和歌山市のホームページにも掲載しています。

HP: <http://www.city.wakayama.wakayama.jp>

【お問合せ】 電話 073-435-1352 FAX 073-435-1270 E-mail ippanhaiki@city.wakayama.lg.jp

